

平成22年(行コ)第300号 公金支出差止等(住民訴訟)控訴事件

控訴人 藤永知子 外18名

被控訴人 埼玉県知事 外4名

証拠申出書 (利水)

2013年(平成25年)7月16日

東京高等裁判所

第24民事部ロS係 御中

控訴人ら訴訟代理人

弁護士 佐々木 新一

同 南 雲 芳 夫

同 野 本 夏 生

同 小 林 哲 彦

同 伊 東 結 子

第1 人証の表示

嶋 津 暉 之 (控訴人・同行・主尋問90分)

第2 立証事項

証人は、原審でも証言しているが、原判決以後、埼玉県において新たな人口統計が出されており、これによると、将来これまでの予測以上の水余りの状況になることが明らかである。

こうした点を中心に、埼玉県の水需要予測がますます実際の需要と乖離しており、ハッ場ダムによる水資源開発が必要ないことが明白になっていることを立証する。

第3 尋問事項

追って提出する。

以 上